平成２９年（フ）第７５号
石川県小松市細工町34番地
債務者　関戸　直子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２０４号
兵庫県川西市栄根１丁目２番13号　301
債務者　川本　　澪
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
兵庫県川西市下加茂１丁目１番８号
債務者　林　ゆかり
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第８７号
広島県呉市中通１丁目１番７―1002号、居所　広島市安芸区矢野町700番地　浅田病院
債務者　福田　典洋
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２２７号
福岡県久留米市合川町425―１　タウンハウス101号、住民票上の住所熊本県荒尾市下井手759番地１
債務者　村里　剛二
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２３２号
兵庫県明石市藤江1961番地の１　ダイコーポ西藤江101号、前住所兵庫県尼崎市東園田町９丁目４番地の26　サンパレス21東園田201
債務者　坂谷　京子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
沖縄県那覇市田原３丁目６番地１　小禄市営住宅９―501
債務者　神里　佳祐
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９２２号
神戸市中央区北野町４丁目17番10号　ビーハイツ北野305
債務者　志鶴　美恵
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９５号
青森市大字三内字稲元42番地４　メゾン昴Ｄ―203
債務者　山田　将太
1　決定年月日時　平成29年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０４号
石川県野々市市野代３丁目107番地１
債務者　森　　聡子
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
金沢地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２２１８号
東京都墨田区緑４丁目20―16―203
破産者　鈴木　裕輔
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９０７号
東京都八王子市弐分方町319番地５
破産者　株式会社協和解体
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６１号
東京都板橋区徳丸８丁目20―11―306
破産者　清川　紀子
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０６９号
東京都葛飾区西亀有３丁目12番１―505号
破産者　有限会社岡田興業
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３８号
東京都文京区小石川４丁目20―19―903
破産者　山崎　悦弘
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３２８号
東京都足立区六木１―２―20―201、住民票上の住所東京都足立区六木３丁目２―１
破産者　坂内　俊晴
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４２２号
東京都足立区鹿浜８丁目14―13―101
破産者　深草　哲也
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４５２号
東京都江東区新砂３丁目４―43―905
破産者　庄　　宏
1　決定年月日　平成29年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部